日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 09. 25

No.14-056

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

JAL 不当労働行為裁判
勝利判決要旨

８月２８日 の東京地裁判決は、「争議権を確立したら企業再生支援機構は３，５００億円の出資をしない」とする支援機構・ＪＡＬの発言は不当労働行為であるとする勝利判決でした。

弁護団によるこの判決の要旨を掲載いたします。

平成２３年（行ウ）第５１０号　不当労働行為救済命令取消請求事件

【判決要旨（参加人弁護団による）】

第１　事案の概要

原告は、関連会社２社とともに、平成２２年１月１９日、東京地方裁判所において、会社更生手続が開始した。片山英二弁護士と株式会社企業再生支援機構が更生管財人に選任されている。同年８月３１日、東京地方裁判所に本件更生計画案が提出された。同日、機構の企業再生支援委員会は、本件更生計画案が可決され更生計画認可決定がなされることを条件として、３５００億円を出資することを決定した。

（続く）

続きはこちらの　リンク：判決要旨　をご覧ください

参考リンク：日乗連ニュース No. 38 - 02

最高裁への上告のポイント

9 月 12 日、原告団は最高裁に対して、原判決を取消し公正な判断を求める要請を行いました。その中で上記不当労働行為裁判での判決内容を鑑みるに、不当解雇撤回裁判の高裁判決は、3 つの点で問題がある旨指摘しています。

リンク：9 月 12 日最高裁要請文

不当解雇撤回裁判、最高裁判所における今後の流れは？

そして、ITF(国際運輸労連)世界大会で不当解雇撤回裁判支援の緊急動議を採択！

リンク：「支える会」通信　第 17 号

リンク：航空連フェニックス　287 号

リンク：ITF 世界大会での緊急動議、決議文

今後も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照